

「同一労働同一賃金」対応セミナー

2021年4月1日より、中小企業においても正社員と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者)の間の不合理な待遇差の解消(いわゆる「同一労働同一賃金」)「パートタイム・有期雇用労働法」が適用されました。ただ単に給与金額を改定するのでは人件費の増大が避けられなくなります。今後は、一人一人の経験や能力をきちんと可視化するための御社にあった人事評価制度を導入した上で、それぞれの期待役割に応じた給与を決定する仕組み作りが重要です。真の働き方改革を進めるためには実際にどのような事を行なったら良いかをご紹介します。

講座内容

- ・同一労働同一賃金と働き方改革
- ・同一労働同一賃金とは？(概要と背景)
- ・問題となるケース
(最高裁判決を基に説明)
- ・具体的対応事例
(就業規則、人事評価制度等)
- ・今、企業が実施すること

講師



特定社会保険労務士
代表 鈴木美江



特定社会保険労務士
松下泰子



- 日時 ① 2021年4月22日(木)
14:00 ~ 15:30
(会場受付 13:45 ~)
- ② 2021年4月26日(月)
10:30 ~ 12:00
(会場受付 10:15 ~)

- 参加方法 セミナー会場出席・WEB参加・YouTube視聴 のいずれか

- 会場参加定員 10名
(会場参加以外にWEB参加、YouTube視聴もご用意しています)

- 会場 笑み社会保険労務士法人
3Fセミナールーム
浜松市南区芳川町764

- 受講料 お一人 3,000円(税込)
(ただし 顧問先様は 無料)

お申し込みはFAXで 053-426-1529 (締切 4月19日(月) 17:00)

事業所名		参加者名	
住所		電話番号	
E-mail		FAX番号	
参加希望日	※ご希望の参加日へ○を付けて下さい 4月22日(木) ・ 4月26日(月)		
参加方法	※ご希望の参加方法へ○を付けて下さい ※1 セミナー会場出席 ・ WEB参加 ・ YouTube視聴 (YouTube視聴は後日視聴先リンクを配信します) ※1 コロナ感染防止対策を徹底し、少人数でのセミナーを開催予定ですが、感染拡大の状況によりWEB(ZOOM)参加に変更いただく場合がございますのでご了承下さい。		

個人情報に関する取扱いについて/記載されたお客様の情報はセミナー案内・当社事業内容のご案内等、資料の送付に使用します。
※今後FAXのご案内を希望なされない場合は、大変お手数ではございますが、FAX番号のみをご記入頂き、FAXにてご返送いただけますようお願い申し上げます。